

[意見募集]

日本核医学会の支部設置について

これまで日本核医学会は、各地の地方会と連携して地域での核医学に関する事業を行ってきました。各地の核医学地方会は日本核医学会からは独立した団体であることから、日本核医学会の目指す「核医学診療・教育の均^{きんてん}質化」を推進するために、新たな活動拠点として、日本核医学会の支部を各地に設置することが議論されています。日本核医学会支部は、日本核医学会定款第1章総則（支部）第3条において、「この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる」と規定されています。日本核医学会支部は、現在活動が続けている地方会の活動を妨げるものではありません（日本核医学会定款細則第17章 地方会 第65条 北海道、北日本、関東甲信越、中部、近畿、中国・四国、九州の地方会と連携して事業を行う）。

日本核医学会では、幹事会および理事会において、これまでに支部に関する議論を重ねてきました。このたび日本核医学会支部の概要がまとまりましたので、理事会での議決の前に、会員の皆様から広くご意見をいただきたいと思っております。

2018年5月25日

一般社団法人日本核医学会

理事長 畑澤 順

幹事長 巽 光朗

支部設置の目的

第3期がん対策推進基本計画が閣議決定され、核医学治療は政策として推進されることになりました。地域がん拠点病院を中心として、今後、核医学診療が推進されます。国民があまねく恩恵を受けるためには、核医学診療の均^{きんてん}質化が必要です。そのためには、核医学診療を担う人材の教育・研修の機会の増加、核医学の研究や診療に関する情報共有・情報交換の機会の場の増加、医師、診療放射線技師、看護師、研究者など専門領域の異なる会員間の交流の機会の増加が必要です。

支部の設置（案）

北海道、東北、関東甲信越、北陸、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄に支部を置く。支部の場所は、各地域から選出される幹事の所属する機関とする。幹事長を含め、複数の幹事が選出されている地域は協議して決める。

支部会員、会費（案）

日本核医学会会員は、自動的に各支部の会員となる。支部会員としての会費は徴収しない。

支部の運営（案）

日本核医学会本部から年間の運営経費を支給する。主に活動の会場費、印刷費、ホームページ運営費など。

支部の活動（案）

日本核医学会本部と協働し、または独自に、支部会員の教育研修、情報交換、会員間の交流を推進するための事業を行う。支部間の交流を推進する事業を行う。一般市民への核医学診療に関する広報・啓蒙活動を行う。

支部の活動報告（案）

日本核医学会学術総会期間中に、各支部の活動報告を行う。

下記の要領でご意見をお寄せください。

募集期間：2018年6月30日（土）まで

送信先：日本核医学会事務局 jsnmkanjikai@gmail.com まで、メールでお送りください。

記載内容：メールのタイトル「日本核医学会支部設置に関する意見」

メール本文

1. ご氏名
2. ご所属
3. ご意見（添付ファイルとせず、本文に記載してください。）

お寄せいただいたご意見は、支部設置の詳細に関して、参考とさせていただきます。なお、ご意見に対して個別の回答を差し上げることは致しかねますので、あらかじめご了承ください。よろしくお願ひ致します。